

## BELS 評価料金規程

### (目的)

第1条 この規程は、別に定める「建築物省エネルギー性能表示制度に係る評価業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき一般財団法人ベターリビング(以下「財団」という。)が建築物省エネルギー性能表示制度に係る評価業務に係る評価料金(以下「評価料金」という。)について、必要な事項を定める。

### (評価料金)

第2条 業務規程第12条に規定する評価料金(消費税を含まず。以下、同じ。)は、別表1及び2に掲げるとおりとし、プレート等の交付については別表3に掲げるとおりとする。

### (評価料金の納入)

第3条 依頼者は、評価料金を銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の納入方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は依頼者の負担とする。

### (評価料金を減額するための要件)

第4条 評価料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 評価依頼とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を行うとき。
- (2) 標準設計を用いた複数の建築物に係る評価依頼が、一定期間内に見込めるときで、評価が効率的に実施できると財団が判断したとき。
- (3) あらかじめ財団が定める日又は期間内に評価依頼を行ったとき。

### (評価料金を増額するための要件)

第5条 評価料金は、次に掲げる場合に増額することができるものとする。

- (1) 別表に定める評価料金に含まれない業務を実施しなければ、評価が行えないと財団が判断したとき。

### (評価料金の返還)

第6条 納入した評価料金は、返還しない。ただし、財団の責に帰すべき事由により評価の業務が実施できなかつた場合には、この限りでない。

### (附則)

この規程は平成26年4月25日より施行する。

### (附則)

改定後の規程は平成28年4月1日より施行する。

(附則)

改定後の規程は平成 28 年 7 月 13 日より施行する。

(附則)

改定後の規程は平成 29 年 6 月 1 日より施行する。

(附則)

改定後の規程は令和元年 10 月 1 日より施行する。

別表 評価料金表

別表1 非住宅用途の場合

(い) 用いる評価手法	(ろ) 適用範囲等	(は) 金額 (税別) ※
通常の計算法 (標準入力法及び 主要室入力法)	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 未満の建築物	60,000 円 (48,000 円)
	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> ～2,000 m <sup>2</sup> 未満の建築物	130,000 円 (104,000 円)
	床面積の合計が 2,000 m <sup>2</sup> ～5,000 m <sup>2</sup> 未満の建築物	210,000 円 (168,000 円)
	床面積の合計が 5,000 m <sup>2</sup> ～10,000 m <sup>2</sup> 未満の建築物	330,000 円 (264,000 円)
	床面積の合計が 10,000 m <sup>2</sup> ～20,000 m <sup>2</sup> 未満の建築物	420,000 円 (336,000 円)
	床面積の合計が 20,000 m <sup>2</sup> ～50,000 m <sup>2</sup> 未満の建築物	480,000 円 (384,000 円)
	床面積の合計が 50,000 m <sup>2</sup> ～100,000 m <sup>2</sup> 未満の建築物	630,000 円 (441,000 円)
	床面積の合計が 100,000 m <sup>2</sup> ～200,000 m <sup>2</sup> 未満の建築物	790,000 円 (553,000 円)
	床面積の合計が 200,000 m <sup>2</sup> 以上の建築物	別途見積
モデル建物法	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 未満の建築物	40,000 円 (32,000 円)
	床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> ～2,000 m <sup>2</sup> 未満の建築物	70,000 円 (56,000 円)
	床面積の合計が 2,000 m <sup>2</sup> ～5,000 m <sup>2</sup> 未満の建築物	120,000 円 (96,000 円)
	床面積の合計が 5,000 m <sup>2</sup> ～10,000 m <sup>2</sup> 未満の建築物	180,000 円 (144,000 円)
	床面積の合計が 10,000 m <sup>2</sup> ～20,000 m <sup>2</sup> 未満の建築物	230,000 円 (184,000 円)
	床面積の合計が 20,000 m <sup>2</sup> ～50,000 m <sup>2</sup> 未満の建築物	260,000 円 (208,000 円)
	床面積の合計が 50,000 m <sup>2</sup> ～100,000 m <sup>2</sup> 未満の建築物	330,000 円 (264,000 円)
	床面積の合計が 100,000 m <sup>2</sup> ～200,000 m <sup>2</sup> 未満の建築物	420,000 円

		(336,000 円)
	床面積の合計が 200,000 m <sup>2</sup> 以上の建築物	別途見積
<p>※ 表中の金額は、下記の場合は以下によることとする。なお、表中括弧内の金額は、申請対象用途が工場用途の場合とする。</p> <p>① 財団に次の申請等を併せて行う場合、(は)欄に定める金額に 1/10 を乗じた金額を評価料金とする。</p> <p>a) 建築物エネルギー消費性能適合性判定</p> <p>b) 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査</p> <p>c) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る技術的審査</p> <p>② 一つの申請に複数の建築物が存する場合、床面積が最大となる建築物の金額に、その他の建築物ごとの面積に応じた金額に 1/2 を乗じた金額を合計した金額を評価料金とする。</p> <p>③ 複数の用途を有する建築物の全体を評価対象とする場合において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ZEB Oriented の表示を希望する場合、(は)欄に定める金額に 3/2 を乗じた金額を評価料金とする。</li> <li>・ モデル建物法で申請する場合、(は)欄に定める金額に 3/2 を乗じた金額を評価料金とする。</li> </ul> <p>④ 複数の用途を有する建築物の一部の用途を評価対象とする場合において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ZEB Oriented の表示を希望する場合、評価対象用途を含む建築物の床面積に応じた (は)欄に定める金額に 3/2 を乗じた金額を評価料金とする。</li> <li>・ ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready のいずれかの表示を希望する場合、評価対象用途を含む建築物の床面積に応じた (は)欄に定める金額を評価料金とする。</li> <li>・ モデル建物法で申請する場合(用途間の設備共有などが無く、明確に分離できる場合のみ。)、表示を希望する用途の床面積に応じた (は)欄に定める金額を評価料金とする。</li> <li>・ 上記以外の場合、表示を希望する用途(部分)の床面積に応じた (は)欄に定める金額を評価料金とする。ただし、工場用途とそれ以外の用途が複合する場合は、各用途の床面積に応じた評価料金の合計と、建物全体の床面積に応じた評価料金のいずれか低い金額を評価料金とする</li> </ul> <p>⑤ 財団が評価を行った建築物の変更に係る評価料金、計算対象となる建築物に空気調和設備を有しない場合等は、その内容に応じてその都度見積りとする。</p>		

別表2 住宅用途の場合

建て方	適用範囲等	金額(税別)※
一戸建ての住宅	単独申請	27,000 円

	建築物省エネ法に基づく外皮性能基準を用いた他制度との併願申請	10,000 円
	建築物省エネ法に基づく一次エネルギー消費性能基準を用いた他制度との併願申請	5,000 円
共同住宅等 ①+②+③	① 基本料金	75,000 円
	② 住戸部分	2,000 円×住戸数
	③ 共用部	100,000 円
<p>※ 表中の金額は、下記の場合は以下によることとする。</p> <p>① ゲストルームは住戸として取扱うこととする。</p> <p>② 共用部分を有しない共同住宅等で、評価対象住戸数が 3 戸以下の場合、25,000 円/住戸とする。</p> <p>③ 共用部に非住宅用途を有する場合、当該非住宅用途部分の評価料金は別表 1 による。</p> <p>④ 財団が評価を行った建築物の変更に係る評価料金は、一戸建ての住宅の場合、エネルギー消費性能に変更が生じたときは 10,000 円（消費税別）、当該変更が生じないときは 5,000 円（消費税別）とし、共同住宅の場合、表中の金額をもとに、変更内容に応じてその都度見積りとする。</p> <p>⑤ 財団が指定する計算プログラムにて申請した場合、別表 2 の金額から上限 1,000 円（消費税別）を減額することができる。</p>		

別表 3 BELS表示製品

製品項目※ <sup>1</sup>		仕様※ <sup>2</sup> (サイズ、表示方法、枠種別)	金額 (税別) ※ <sup>3</sup>
シール		A6	8,000円
		B6	8,000円
		B5	9,000円
		省略版横長 (100mm×40mm)	7,000円
		省略版四角 (59mm×47mm)	7,000円
プレート	室内用カウンター置きプレート (材質: ステンレス)	A6、表貼、枠無	13,600円
		B6、表貼、枠無	14,500円
		B5、表貼、枠無	16,500円
	室内用カウンター置きプレート (材質: 透明アクリル)	A6、表または立体貼、枠無	13,600円
		B6、表または立体貼、枠無	14,500円
		B5、表または立体貼、枠無	15,500円
	屋内用壁付プレート (材質: 透明アクリル)	A4、表または立体貼、枠無	21,000円
		A3、表または立体貼、枠無	24,000円

	屋外用壁付プレート (材質：透明アクリル)	A4、立体貼、枠白または銀	38,000円
		A3、立体貼、枠白または銀	46,000円
簡易印刷物 + プレート立て		A6・A4・A3・B6・B5	6,000円
<p>※1 各製品の詳細は、別に用意する「BELS プレート・シール アイテム一覧」を参照。</p> <p>※2 仕様は以下による。</p> <p>① A 及び B 版のサイズは、JIS P0138（紙加工仕上寸法）による。</p> <p>② 表示方法の「表貼」とは、アクリルの表面に、図柄と裏地（メタル部分）を全て貼るタイプをいう。</p> <p>③ 表示方法の「立体貼」とは、アクリルの表面に図柄を、アクリルの裏側に裏地（メタル部分）を貼ることで、図柄を浮かび上がらせるタイプをいう。</p> <p>④ 枠種別の「白」とは、白色加工したアルミニウム枠をいう。</p> <p>⑤ 枠種別の「銀」とは、アルミニウム素地枠をいう。</p> <p>※3 壁付プレートの施工費用は含まない（申請者等による手配、負担とする。）。</p>			

(別表 1、別表 2 共通事項)

- 1：改修前後のBEI等の値を評価する場合、別表 1 及び別表 2 で定める料金の3/2を乗じた金額を評価料金とする。
- 2：住宅用途及び非住宅用途の複合した申請を行う場合、それぞれの用途ごとに算出した金額を合算した金額を評価料金とする。
- 3：評価に際し現地調査を希望する場合、現地調査に掛かる交通費等を評価料金に加算する。
- 4：財団が評価書を再交付する場合の手数料は、1通につき 5,000円（消費税別）とする。

(全別表通事項)

- 1：振込手数料は、申請者にて負担する。